

3) 予測結果

6.5.2.1.3 評価

1) 環境影響の回避・低減に係る評価

(1)環境保全措置

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮は、以下に示すとおりである。

- ・供用時においては、空港施設の水使用量を極力低減することとし、中水利用及び雨水貯留を行う。

また、水質汚濁対策へさらなる取り組みとして、水質への環境影響を低減するため、汚水は浄化槽で処理し、BOD濃度は沖縄県上乗せ排水基準のうち最も厳しい値である日間平均20mg/L以下より低い10mg/L以下の濃度で排出することを予測の前提として検討した結果、処理水（浄化槽）の河川への寄与は0.1mg/L程度と予測され、環境保全措置として有効であると判断した。

(2)環境影響の回避・低減の検討

事業の計画検討に当たり講じた環境保全配慮及び環境保全措置を予測の前提として検討した結果、処理水（浄化槽）の河川への寄与は0.1mg/L程度であり、環境影響は、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、環境の保全についての配慮が適正になされていると評価した。

2) 国又は地方公共団体による環境保全の基準又は目標との整合性に係る評価

(1)環境保全の基準又は目標

事業実施区域周辺においては、環境基準の類型指定はなされていないが、当該区域の環境を可能な限り保全するため、河川の生活環境の保全に関する環境基準でのA類型のBOD濃度（2mg/L以下）を環境保全の基準又は目標とした。

(2)環境保全の基準又は目標との整合性

予測結果では、轟川への処理水（浄化槽）の排水によるBOD濃度の変化は、0.1mg/L程度の増加であり、処理水（浄化槽）の寄与濃度が現況のBODの0.7~1.6mg/Lに負荷されても、0.8~1.7mg/Lであり、環境保全の基準又は目標を上回ることなく、環境保全の基準又は目標との整合は図られているものと評価した。